



海外金融機関のIFRS第9号適用事例

—英国主要銀行が公表したIFRS第9号移行文書の主要論点の比較—

有限責任監査法人トーマツ
2018年5月

Making another half century of **Impact**
デロイト トーマツ 50周年 次の50年へ

50th
Deloitte Tohmatsu

まえがき

本ペーパーの目的とその内容等

目的:

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日より開始する事業年度から適用が開始されており、英国の健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)は、2018年1月、英国内に所在する主要銀行向けにIFRS第9号の適用状況を整理した報告書の開示を要請するレターを発出している。これを受け、各主要銀行はIFRS第9号の適用状況、特に減損に係る会計処理の枠組みや移行による影響を中心に整理した移行文書(Transition Report等)を順次公表している。

本ペーパーは、これらのうち特に国際合意でグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に指定されている以下4行が公表した移行文書に着目し、その開示内容に基づいて各行の適用状況を比較・整理することを目的として作成している。

- HSBC Holding plc (以下、HSBC)
- Barclays PLC (以下、Barclays)
- The Royal Bank of Scotland Group plc (以下、RBS)
- Standard Chartered PLC (以下、Standard Chartered)

内容:

セクション I では主に減損の会計処理に係る諸論点について整理し、セクション II では会計以外の項目(ビジネスモデル、ガバナンス、自己資本に及ぼす影響等)について整理している。

なお、本ペーパーは、公表された資料・データ等により作成しているが、その正確性および完全性について保証するものではない。参考にした資料やそこに記載された数値等に関して、その合理性や妥当性についてのレビューは一切行っており、それらに係る当法人の意見や見解を示すものでもない。また、本ペーパー中に記載された内容は作成時点(2018年4月30日時点)のものであり、今後新たな情報等が得られた場合には予告なく変更される可能性がある。

目次

セクション I.

減損の会計処理に係る諸論点に関する比較整理

【Part 1】

ステージ判定における主な論点 4

1-1. SICRの判定方法 5

1-2. SICR判定における延滞債権の取扱い 9

1-3. 90日未満延滞債権の考え方 10

1-4. デフォルトの定義とステージ3の関係 11

1-5. ステージ復帰の考え方 12

1-6. 初度適用 14

【Part 2】

ECLの測定における主な論点 15

2-1. ECLの測定方法 16

2-2. 測定に使用するパラメータ等の考慮事項 17

2-3. 全期間PDの推計方法 21

2-4. 損失測定期間の考え方 22

【Part 3】

将来予測における主な論点 24

3-1. 将来予測の反映におけるシナリオ 25

3-2. 将来予測において考慮するマクロ経済指標 29

3-3. 将来予測における予測期間 31

3-4. マネジメント・オーバーレイの反映 32

【Part 4】

その他の主な論点 33

4-1. 条件変更 34

セクション II.

会計以外の項目に関する比較整理

【Part 5】

会計以外の開示項目から考察する適用影響 36

5-1. IFRS第9号がビジネスモデルに及ぼす影響 37

5-2. IFRS第9号がガバナンスに及ぼす影響 38

5-3. IFRS第9号が自己資本に及ぼす影響 40

用語集 43

参考文献 45

関連文書の紹介 46

セクション I . 減損の会計処理に係る諸論点に関する比較整理

Part 1. ステージ判定における主な論点

1-1. SICRの判定方法

PDの変動に着目した定量基準や定性基準に基づく判定方法の考え方(1/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered | | | | | | | | |
|--|-------------|---------|--------------------|-------|---------|-------|------------|----|--|--|---|
| 定量基準 | | | | | | | | | | | |
| <p>■ コーポレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上位格の債権に対してはPDの変化幅、中下位格の債権に対してはPDの変化率を使用する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">組成時の信用格付(※)</th> <th style="text-align: left;">SICRの閾値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1-1.2</td> <td>15bps</td> </tr> <tr> <td>2.1-3.3</td> <td>30bps</td> </tr> <tr> <td>3.3以上(非減損)</td> <td>2倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)信用格付は各エクスポージャーで採用されているパーゼル上のアプローチの精度に応じて、PDの基礎となる23段階またはそれらを要約した10段階で評価される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ SICRの閾値は過去の信用格付遷移および外部の市場金利の相対的な変動を参照した専門家の信用リスク判断により決定する。 ➢ 債務者の信用格付、マクロ経済状況の予測、および信用格付遷移確率を含む幅広い情報を網羅した全期間PDを使用する。SICRは、組成時に見積もられた全期間の平均PDを、報告日時点の同様の見積りと比較することによって測定する。 | 組成時の信用格付(※) | SICRの閾値 | 0.1-1.2 | 15bps | 2.1-3.3 | 30bps | 3.3以上(非減損) | 2倍 | <p>定量的評価として、年換算した累積加重平均の全期間PDが、認識時の同様のPDに対して、合意された閾値を超えて増加しているか評価する。相対的な閾値は、増加率として定義し、認識時のスコアバンドおよびセグメントレベルに応じて設定する。</p> | <p>全期間PDの変化率(PDが2倍となることを基本的な閾値とする)、その他、ポートフォリオ固有の基準値を使用する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 全期間PDの平均年換算値の変化が相対的な閾値と絶対的な閾値の双方に抵触した場合、当該金融資産はSICRとみなす。 ■ 当初認識時点のPDが相対的に低い場合、SICRを示すことなくPDが数倍に増大するかもしれないことから、絶対的な閾値を使用する。 ■ 当初認識時点のPDが相対的に高い場合、PDの上昇はより速いことから、SICRの判定には相対的な測定基準がより適切である。 ■ コーポレート <ul style="list-style-type: none"> ➢ 相対的な閾値として、PD値の増加率を100%に設定する。 ➢ 絶対的な閾値として、PD変化幅を50-100ベーススのレンジに設定する。 |
| 組成時の信用格付(※) | SICRの閾値 | | | | | | | | | | |
| 0.1-1.2 | 15bps | | | | | | | | | | |
| 2.1-3.3 | 30bps | | | | | | | | | | |
| 3.3以上(非減損) | 2倍 | | | | | | | | | | |

1-1. SICRの判定方法

PDの変動に着目した定量基準や定性基準に基づく判定方法の考え方(2/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|----------|----------|---|
| <p>■ リテール</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リテールのポートフォリオに係るデフォルトリスクは、すべての入手可能な情報を組み込んだクレジット・スコアから算出する12ヶ月PDを使用して評価している。このPDは、12ヶ月超の期間に係るマクロ経済予測の影響を反映しており、全期間PDの合理的な概算とみなしている。 ➢ リテールのエクスポージャーについては、均質なポートフォリオ（一般に国別、商品別およびブランド別）に区分した上で、それぞれのポートフォリオ内で、30日遅延となる12ヶ月前の当該ポートフォリオにおける貸出金の平均12ヶ月PDを上回る債権をステージ2としている。 ➢ 上記のポートフォリオ固有の基準値は、予定通りに返済されている貸出金のPDを上回るPDを有する貸出金を識別するものであることから、当初認識時のPDと報告日のPDの比較に近似している。 | <p>—</p> | <p>—</p> | <p>■ リテール</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 相対的な閾値として、PD値の増加率を100%に設定する。 ➢ 絶対的な閾値として、PD変化幅を商品に応じて100-350ベースのレンジに設定する。 ➢ いくつかの地域では、グループ内の他のリテールのローンと比べてPDが低いことを反映し、さらに高い絶対的な閾値を設定する。 |

1-1. SICRの判定方法

PDの変動に着目した定量基準や定性基準に基づく判定方法の考え方(3/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|--|---|---|
| 定性基準 | | | |
| 30日期日経過の全ての金融資産の他、ウォッチリストに含まれるコーポレート貸出金はSICRと判定する。 | 定性的評価として、ポートフォリオの「ハイリスク」となる基準を満たし、より慎重なクレジットモニタリングの対象となる債務者はSICRと判定する。 | 定性的な指標として、30日超延滞、条件緩和、モニタリングの強化、リテールにおける信用情報機関から入手する債務者に関する不利な情報等を使用する。 | SICRを示唆する定性要因は、'Non-Purely Precautionary Early Alert' (※)による現行のリスク管理にリンクしているか、延滞基準に通じたプロセスを包含している。 (※) マネジメントによるモニタリングが必要な、リスク又は重要な潜在的弱点があり、その兆候が差し迫った信用懸念を示している場合は、'Non-Purely Precautionary Early Alert Account' に分類される。 |
| 上記以外のSICR判定方法 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 負債性証券 外部格付を有し、かつ信用格付による信用リスク管理対象外の負債性金融商品は投資適格か否かにより判定する。 | 明確な記述なし。 | 明確な記述なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 負債性証券 投資適格に相当する内部格付が付された商品はステージ1、その他の商品はステージ2とする。 <ul style="list-style-type: none"> ■ プライベートバンキング 担保の追加や売却に関係する延滞基準を元に定性的に評価する。 |

1-1. SICRの判定方法

PDの変動に着目した定量基準や定性基準に基づく判定方法の考え方(4/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---------------------|-----------------|---|---|
| SICRの判定基準の設定に関する考え方 | | | |
| <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ SICRの識別に関する基準は大量の実証的分析に基づいており、以下の3つの主要な目標を満たすことを目指している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基準の有効性: 当該基準は、SICRおよびデフォルト見込みのある母集団の識別において有効である。 ➢ ステージ2の安定性: 当該基準は、ステージ2の母集団に不必要なボラティリティをもたらさない。 ➢ ポートフォリオの分析: 当該基準は、直感的な結果を生み出す。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ SICRの閾値は、以下の原則に基づいて設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安定性(Stability) : 短期間にステージ1と2の間を遷移する債権数を最小化を目指し、ポートフォリオレベルでステージ2の安定的な母集団を達成するよう設定する。 ➢ 正確性(Accuracy) : 最終的にデフォルトする傾向が、ステージ1よりステージ2の方が大幅に高くなるよう設定する。 ➢ バックストップへの依存 : 延滞のような過去情報のバックストップに依拠するよりも、将来PDの動きに起因してステージ2へ遷移する割合が高くなるよう、厳しい閾値としている。 ➢ ビジネスおよび商品のリスクプロファイルとの関係 : 商品間の相対的なリスクの差異を反映し、ビジネスプロセスと整合させる。 |

1-2. SICR判定における延滞債権の取扱い

30日未満延滞債権をSICR判定するか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|--------------------------------------|--------------------------------|---|
| <p>すべての金融資産は30日延滞をもってSICRがあったものとみなす（より早いステージでSICRが識別されない場合）。</p> | <p>30日延滞をステージ2への移行のバックストップとしている。</p> | <p>30日以上延滞はSICRがあったものとみなす。</p> | <p>元利金に係る契約上の支払いが30日以上延滞しているすべてのポートフォリオはSICRに当たると考えられる。</p> |

1-3. 90日未満延滞債権の考え方

90日未満延滞債権をステージ3として整理するか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|-----------------|-----------------|--------------------|
| <p>■ 主として以下の客観的な証拠を考慮することによって、ある金融商品が信用減損しておりステージ3に該当するか判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 元本または利息の契約上の支払いが90日を超えて遅延しているかどうか ➢ 借手の支払いの可能性が低いことを示すその他の兆候（借手の財政状態に関連する経済的または法的な理由により借手に譲歩が付与されている等）があるかどうか ➢ 当該貸出金その他の観点からデフォルト状態にあるとみなされるかどうか | <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> |

1-4. デフォルトの定義とステージ3の関係

デフォルトの定義とステージ3移行は同義とされているか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|-----------------------------|--|
| <p>180日の遅延に基づいてデフォルトを定義することが規制上のルールで認められている場合であっても、あるエクスポージャーが90日遅延した時点で、信用減損の客観的証拠（P.10参照）にあるような支払いの可能性が低い状態が発生したとみなしている（より早い段階でかかる状態が識別されない場合）。信用減損の定義とデフォルトの定義は、可能な限り整合させている。</p> | <p>規制上のデフォルトの定義（Capital Requirements Regulation 第178項）と整合させている。なお、規制上のデフォルトの定義は、条件緩和債権、90日延滞（英国の住宅ローンは180日）を含む、債務者が支払いを行う可能性が低いと考えられる指標が該当する。</p> | <p>規制上のデフォルトの定義を使用している。</p> | <p>規制上のデフォルトの定義（Capital Requirements Regulation 第178項および関連するガイドライン）と整合させている。</p> |

1-5. ステージ復帰の考え方

どのような目線でステージ復帰の判断を行うのか(1/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|--|--|--|
| ステージ2からの復帰 | | | |
| <p>信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているとみなされなくなった場合にステージ2から復帰する。</p> | <p>SICRの基準を満たさなくなった場合、および信用リスク管理に使用される復帰の基準が満たされた場合に、ステージ1に戻る。</p> | <p>SICRの定義を満たさなくなった場合にはステージ2から復帰する。ただし、リテールに関してはステージ2の定義にPDの3ヶ月の遡及を組み込んでおり、報告日前の3ヶ月間に所定の基準値に抵触した場合、当該資産はステージ2にとどまることとしている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該金融資産がSICRに当たらないとみなされた場合にステージ1に復帰する。 ■ 定量的な測定に基づいてステージ2に移行した場合には、当初PDをベースにした判定基準に該当しない場合に自動的にステージ1へ復帰する。 ■ 定性要因の評価に基づいてステージ2へ移行した場合、ステージ1へ再区分される前に当該要因が治癒される必要がある。例えば経営者の措置によりステージ2となった場合、当該措置が解消された後にステージ1へ復帰する。 |

1-5. ステージ復帰の考え方

どのような目線でステージ復帰の判断を行うのか(2/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|--|---|
| ステージ3からの復帰 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 条件緩和債権以外 信用減損を示す状況がなくなった場合にステージ3から復帰する。 ■ 条件緩和債権 最低1年間支払実績があることかつ他の信用減損を示す状況がなくなった場合にステージ3から復帰する。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 条件緩和債権は基本的にステージ3に分類されるが(P.34参照)、不良債権の条件緩和債権として12ヶ月、正常債権の条件緩和として24ヶ月の観察期間が必要となる。 ■ したがって、不良債権の条件緩和債権として分類されて、条件緩和の状態から卒業するまでには最低36ヶ月を要する。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 資産がデフォルト状態でなくなった場合、当該資産はステージ2に復帰し、その後SICRの定義を満たさなくなった場合、ステージ1に移動する。規制上は治癒(cure)期間経過後にステージ3から復帰させることを要求する度合いが高まっており、当行も治癒(cure)期間を適用している。 ■ 資産がステージ3からステージ1に直接復帰することはない。短い期間で発生する可能性があるが、常にステージ3からステージ2、ステージ2からステージ1へと復帰する。 ■ なお、ステージの移動は基本的にステージ1から、ステージ2を経て、ステージ3となるが、財政的に困難な状況を識別することなく、債務者が財政的困難を宣言した場合等、状況によってはステージ1からステージ3に直接移動する場合がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 信用減損が認められなくなった時点でステージ3からステージ2に復帰する。 ■ 債務者が当初の契約条件に沿って期限内に支払った場合に限り、信用減損とは見做さない。 加えて、以下を勘案する。 ■ 条件緩和債権は、ステージ2へ復帰する前に12ヶ月間を経過していなくてはならない。 ■ 条件緩和ではないリテール向け債権は、ステージ2またはステージ1へ復帰する前に180日間を経過していなくてはならない。 |

1-6. 初度適用

初度適用時のステージ判定をどのように行うか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|---------|--------------------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|-----|---------|---|--|-----------------|
| <p>■ コーポレート</p> <p>IFRS第9号の導入前に組成した貸出金については将来のマクロ経済状況の予想を反映した組成時のPDが存在しない。このため、当該商品の基礎となるモデリング・アプローチおよび組成時の信用格付と一貫したスルー・ザ・サイクルPDおよびスルー・ザ・サイクル遷移確率を仮定して、組成時のPDを概算する。なお、これらの貸出金に係る定量的な比較では、以下の表に示されている追加的な信用格付の低下を基礎とした基準値によって補完する。</p> <table border="1" data-bbox="134 958 542 1210"> <thead> <tr> <th>組成時の信用格付</th> <th>SICRの閾値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1</td> <td>5 notches</td> </tr> <tr> <td>1.1-4.2</td> <td>4 notches</td> </tr> <tr> <td>4.3-5.1</td> <td>3 notches</td> </tr> <tr> <td>5.2-7.1</td> <td>2 notches</td> </tr> <tr> <td>7.2-8.2</td> <td>1 notch</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>0 notch</td> </tr> </tbody> </table> | 組成時の信用格付 | SICRの閾値 | 0.1 | 5 notches | 1.1-4.2 | 4 notches | 4.3-5.1 | 3 notches | 5.2-7.1 | 2 notches | 7.2-8.2 | 1 notch | 8.3 | 0 notch | <p>■ 減損の要求事項は当初認識時の信用の質、例えば当初認識時のPDを参照することによって適用される。当初認識時の信用の質に関する実際の情報が過大なコストまたは労力なしに利用できない場合には近似値として類似の商品や同様のグループについての内部情報および外部情報を利用する。加えて、IFRS移行日時点で低い信用リスクの例外規定を適用する可能性がある。</p> <p>■ それ以外の場合で、信用の質に関する情報が利用できない場合には対象となる資産の認識が中止されるまで全期間のECLが認識される。</p> | <p>■ IFRS第9号導入前に組成された資産について、モデルのインプットが当初認識時点で入手可能でなかった場合、入手可能な最も古い確実な指標を使用する。例えば、バーゼルIIは2008年に導入されたため、入手可能な最も古い信頼性をもって作成された規制上のPDは、ポートフォリオによって2007年12月時点から2008年4月時点のものとなっている。</p> <p>■ 当初認識日時点の経済状況は、それ以降変化していないとみなしている。</p> | <p>明確な記述なし。</p> |
| 組成時の信用格付 | SICRの閾値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.1 | 5 notches | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1.1-4.2 | 4 notches | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.3-5.1 | 3 notches | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.2-7.1 | 2 notches | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.2-8.2 | 1 notch | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.3 | 0 notch | | | | | | | | | | | | | | | | |

Part 2. ECLの測定における主な論点

2-1. ECLの測定方法

EAD × PD × LGDによる方法、DCF法等、どのような損失測定方法を採用しているか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|--|----------------------------------|---|
| <p>基本的な測定方法</p> | | | |
| <p>ステージ1については、12ヶ月PD、LGD、EAD、ステージ2については、全期間PD、LGD、EADに基づいて、ECLを測定する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ PD、LGD、EADに基づいて、ECLを測定する。 ■ ステージ2と3は全期間PD等を適用するが、ステージ1は12ヶ月PDを適用する。 | <p>PD、LGD、EADに基づいて、ECLを測定する。</p> | <p>PD(ステージに応じて12ヶ月または全期間のもの)、LGD、EADに基づき、実効金利で割り引いてECLを測定する。</p> |
| <p>測定方法および測定上の考慮事項に関するその他の記述</p> | | | |
| <p>コーポレートのステージ3に係るECLは、DCF法に基づいて個別に測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 重要な事例は、4つのシナリオにおけるキャッシュ・フローを、当グループがより一般的に適用する3つの経済シナリオ、および経営戦略が実現するかまたは破産管財人による管理が要求される可能性に関する信用リスク・オフィサーの判断を参照して確率加重する。 ■ 比較的重要でない事例は、異なる様々な経済シナリオおよび経営戦略の影響を概算し、最も可能性の高い結果についてキャッシュ・フローを調整する。 ■ DCF法の予想将来キャッシュ・フローは、将来の回収および利息受取りの合理的かつ裏付け可能な仮定および予測を反映した、報告日時点の信用リスク・オフィサーの見積りに基づく。回収に担保の売却を含む可能性が高い場合、予想される売却時点において見込まれる担保の公正価値から担保の取得および売却に係るコストを差し引いた金額に基づき担保回収額を考慮する。 | <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレートはグローバルで統一的なモデルを使用するが、一部の重要国は国特有のモデルを適用する。 ■ リテールは国および商品特有なモデルを用いる。 ■ 重要でないリテールポートフォリオは、過去の遷移率や損失率に基づく単純化されたアプローチを適用する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中規模のポートフォリオは延滞ステータスからの平均的な遷移率を用いた遷移率モデルを適用する。マトリクスを掛け合わせて延滞バケットごとの最終的なPDを算出する。 ➢ より小規模なポートフォリオは過去12ヶ月の月次の償却および回収を用いた損失率モデルを適用する。 |

2-2. 測定に使用するパラメータ等の考慮事項

規制上のパラメータを基礎とする場合どのような調整を行うか(1/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|--|--|
| パラメータに関する総論 | | | |
| <p>規制上のパラメータを基礎として以下の調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ PD <ul style="list-style-type: none"> ➢ ポイント・イン・タイムに修正する。 ➢ 全てのポートフォリオについて90日期日経過をバックストップとしてデフォルトカウントする。 ■ LGD <ul style="list-style-type: none"> ➢ 担保価値の変動等、将来の経済環境の見積りの影響を含む。 ➢ フロアを除去する。 ➢ 実効金利により割引計算を行う。 ➢ 担保の取得または売却に関する費用のみを考慮する。 ■ EAD <p>期日を有する商品はデフォルト時点の償却原価を捕捉する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 将来の経済予測を反映した12ヶ月または全期間のポイント・イン・タイムの損失を見積っている。 ■ 規制上のパラメータにおけるフロアや景気後退期のような保守的調整については除外する。 ■ ECLは当初認識時の実効金利またはその近似値により割引計算を行う。この値は収益認識と整合する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ローン・コミットメントの実効金利は、貸出金が引き出され、金融資産が認識される際に適用される金利である。 ➢ 金融保証契約は、リスクフリーレートで割引計算を行う。 ➢ リース債権は、IAS第17号で規定されているリース契約の利率で割引計算を行う。 ➢ 変動金利の金融商品は、報告日時点のスポットレートを使用し、利息キャッシュ・フローの見積りや割引計算において、全期間にわたる変動金利の変動予測は行わない。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ PD、LGD、EADは以下の要件を満たす。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 偏りが無い：重要な規制上の保守性を排除する。 ➢ ポイント・イン・タイム：現在の経済状況を認識する。 ➢ 将来予測：PD、LGD、EADの見積りに将来予測を組み込む。 ➢ 貸出金の全期間が対象：すべてのモデルは、ステージ2およびステージ3の資産に係る全期間の計算を可能にする期間構造を組み込む。 ■ コーポレートPDについて、以下を調整する。 <p>規制上の1年PDを、地域・業界セグメントにおける現在の経済状況を反映したポイント・イン・タイムの見積りに転換するため、既存のCCIIに基づくポイント・イン・タイム／スルー・ザ・サイクルの枠組みを使用する。</p> ■ 規制上のLGDを基礎とし、以下を調整する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実効金利により割引計算を行う。 ➢ 間接費用を除去する。 ➢ 保守的調整およびフロアを除去する。 | <p>AIRB仕様の規制上のモデルを活用し、基準準拠性の見地から以下の重要な調整を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ Rating philosophy：ポイント・イン・タイムに修正し、将来予測を組み込む。 ■ Parameters Calibration：貸借対照表日時点で知りうる状況に基づく最善の見積りを行う。 ■ PD：将来予測情報を包含するとともに、保守性とバイアスを排除する。 ■ LGD：規制上のフロアを排除するとともに、間接コストを除去する。 ■ EAD：貸借対照表日からデフォルト日までにエクスポージャーを減少させる能力を認識する。 ■ タイムフレーム：最大で12ヶ月または全期間を見積る。 ■ 適用する割引率：報告日時点の実効金利で割り引く。 |

2-2. 測定に使用するパラメータ等の考慮事項

規制上のパラメータを基礎とする場合どのような調整を行うか(2/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|---|---------------------------|
| — | <ul style="list-style-type: none"> ■ PD、LGD、EADのパラメータは、他のクレジットファクターに加えてビンテージを考慮してモデル化する。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 方針の選択または簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一部のローデフォルトポートフォリオにおいては、規制上のパラメータから調整を行わずにIFRS第9号に適用する。 ➢ ECLの計算において、将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引くが、実効金利は個別債権単位ではなく、ポートフォリオ単位で計算し、割引計算を行う。 | — |
| PDに関する各論 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート 将来の経済指標と特定の業種に係るデフォルト率との相関関係を考慮する。 ■ リテール ポートフォリオ毎に、過去に観測されたデフォルト率と経済指標との相関関係を考慮することで、将来の経済指標をPDのモデルに組み込む。 | 明確な記述なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ リテール リテールのPDモデルは、マクロ経済、満期、ビンテージ効果を考慮してデフォルト率をモデル化するEMVアプローチを使用している。将来予測情報は、関連するストレステストのモデルをマクロ経済要因の構成要素に適合させること、および関連するマクロ経済要因の予測を活用することによって組み込む。 | 金利、失業率、GDP等の将来予測の影響を勘案する。 |

2-2. 測定に使用するパラメータ等の考慮事項

規制上のパラメータを基礎とする場合どのような調整を行うか(3/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|-----------------|--|--|
| LGDに関する各論 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート 将来の経済指標とある特定の国および業種に係る担保価値および回収率との相関関係を考慮する。 ■ リテール モーゲージのポートフォリオに係る将来の経済指標のLGDへの影響は、国別の住宅価格指数の予測を用いて当該資産の残存期間に係る将来の融資比率特性を予測し、対応するLGDの予想を適用することによってモデル化される。 | <p>明確な記述なし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート 既存のCCIの枠組みを使用して、現在の経済情報および将来的な経済情報をLGDの見積りに組み込む。ローデフォルトポートフォリオ(例えば、ソブリン)においては、裏付けとなる損失データが不足していることから、予測期間全体を通じて一定であるとみなす。 ■ リテール 不動産価格の変動を容易に取り入れることのできる担保付のポートフォリオにおいてのみ、将来予測情報を組み込む。 | <p>過去の回収率に基づいて見積り、関連する将来の経済予測の影響を勘案した担保の回収を組み込む。</p> |

2-2. 測定に使用するパラメータ等の考慮事項

規制上のパラメータを基礎とする場合どのような調整を行うか(4/4)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|-----------------|-----------------|--|--|
| EADに関する各論 | | | |
| <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート <p>ポイント・イン・タイムの最善の見積りの指標は、5年の回転期間における規制上のモデル様式を見積ることによって算出する。将来の行動をモデル化するのではなく、残高に対して返済スケジュールを適用する。</p> ■ リテール <ul style="list-style-type: none"> ➢ リボルビング商品では、既存の規制上のモデルを基礎とし、適切な調整を加えるとともに、デフォルトまでの期間に基づく期間構造を組み込む。 ➢ 返済型商品では、返済スケジュールを使用する。 ➢ パーソナルの貸出金に係るEADモデルはなく、債務フロー(すなわち、PD x EADの合算)を直接モデル化する。 ➢ モーゲージを除く全てのリテールポートフォリオは経済の変化から生じるEADへの影響は限定的であることから、モーゲージのEADモデルにのみ将来予測情報(金利の予測の変更を通じて)を組み込む。 | <p>全期間の中で想定されるエクスポージャーの変化に関しては、信用供与枠からの引き出し、元本および利息の返済、償却(amortization)や期限前償還の影響を、関連する将来の経済予測の影響と合わせて勘案する。</p> |

2-3. 全期間PDの推計方法

全期間PDをどのように推計しているか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|-----------------|--|--|
| <p>全期間PDは12ヶ月PDに基づき、期間構造を考慮して推計を行う。コーポレートの全期間PDは、信用格付遷移を考慮して推計を行う。</p> | <p>明確な記述なし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート <ul style="list-style-type: none"> ➢ 条件付遷移行列アプローチに基づき、1年間のポイント・イン・タイムのPDから複数年のPDを推定する。それぞれの地域・業界セグメントにおける信用リスクに関する将来予測の変化に従って信用リスクの遷移確率を調整することにより、将来予測情報を組み込む。 ➢ これにより将来予測を反映したPDの期間構造を推計し、特定のエクスポージャーに係る契約上の全期間に従って、当該エクスポージャーの全期間PDを計算する。 ■ リテール <p>四半期PDを必要期間にわたって蓄積することによりPDを推計する。</p> | <p>期間構造は、統計モデルに基づきヒストリカルデータを用いて計算し、将来の経済予測を勘案して調整している。</p> |

2-4. 損失測定期間の考え方

例えば、約定返済の有無に応じて損失測定期間をどのように見積るか(1/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|--|--|
| 全般的な考慮事項 | | | |
| ECLを測定する際に考慮される最大期間は、信用リスクに晒される最長の契約期間である。 | 全期間ECLを測定する期間は契約上の最大期間に制限されており、予想される期限前償還や期日延長、コール等のオプションを考慮する。 | 明確な記述なし。 | 想定満期と契約に基づく最長期間のうち短い方の期間に基づく。 |
| 商品別の考慮事項 | | | |
| <p>■ コーポレートの当座貸越</p> <p>信用リスク管理行動が取られる頻度は年次以上であり、次回の信用リスクのレビューまでの期間である。ただし、当該金融商品に引出済コミットメントと未引出コミットメントの両方が含まれており、かつ返済を要求したり未引出コミットメントを取り消したりする契約上の能力が信用リスクに対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定する役割を果たさない場合には、ECLを測定する際に考慮される最大期間は当該契約期間ではなく、信用リスクに晒されている期間に基づき決定する。</p> | <p>■ リボルビング金融商品</p> <p>返済を要求し、未引出コミットメントを取り消す契約上の能力が信用損失に対する企業のエクスポージャーを通知期間に制限しない場合には、予想存続期間は行動期間である。データが不十分であるか分析が不確定である場合には、経験的判断や同様のポートフォリオの分析に基づき想定満期(maturity factor)を設定する。</p> | <p>■ ターム貸出</p> <p>契約上の満期日(適切な場合、行動トレンド(予想される繰上返済や通常返済等)に応じて短縮される)。</p> <p>■ リボルビング信用供与枠</p> <p>リテールのポートフォリオ(クレジットカード債権を除く)に係る資産のデュレーションは行動上の期間に基づいており、これは通常は契約上の期間(一般にオーバーナイト)を上回る。コーポレートのポートフォリオに係る資産のデュレーションは年次のカウンターパーティ・レビューのスケジュールに基づいており、次回のレビュー日までとして設定される。</p> | <p>■ リテールのクレジットカード債権とコーポレートの当座貸越に関しては、特に契約期間を適用していない。その結果、これらの商品に関する予想存続期間は、信用リスクに晒されている期間が基礎になっている。</p> <p>■ 当該期間は、エクスポージャーが信用リスク管理上の対応で短縮される程度を参照して決まる。クレジットカード債権に関して、展開するマーケットでは平均予想存続期間が3年から10年になっている。</p> |

2-4. 損失測定期間の考え方

例えば、約定返済の有無に応じて損失測定期間をどのように見積るか(2/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|----------|--|--------------------|
| <p>■ リテールの当座貸越およびクレジットカード債権</p> <p>ECLは、信用リスク管理行動によって軽減されない信用リスクにさらされ続ける期間にわたって測定する。この期間は、ステージ2のエクスポージャーがデフォルトするまで、または正常なアカウントとしてクローズするまでの平均期間としてポートフォリオごとに決定され、2年から6年となっている。</p> | <p>—</p> | <p>■ クレジットカード債権</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ クレジットカード債権における最も重要な見積りは、カードの再発行および関連する信用評価の実務を反映させ、正式な再組成のトリガーとしたことである。その結果、クレジットカード債権の残高について、残高の変動がないことを理由に36ヶ月の固定された全期間アプローチを使用している。当該アプローチは、クレジットカードの発行前に信用に基づく顧客レビューを行うという実務を反映し、かつIFRS第9号を遵守している。 ➢ 英国各行の平均デュレーションが3年～10年、欧州全体におけるデュレーションはさらに短く、場合によっては1年となるという情報をベンチマークとした。 | <p>—</p> |

Part 3. 将来予測における主な論点

3-1. 将来予測の反映におけるシナリオ

例えば、シナリオの数や発生確率はどのように設定しているか(1/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|--|--|--|
| シナリオの数 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 3つの経済シナリオを採用している。 ■ 「最も可能性の高い結果」(中心シナリオ)、ならびに中心シナリオの上下のより可能性の低い2つの「周辺」シナリオ(それぞれ「上方」シナリオおよび「下方」シナリオという)である。 | <p>ベースシナリオと2つの上方シナリオ、2つの下方シナリオの5つのシナリオを採用している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート <p>中心シナリオを基本ケースとし、中心シナリオの周辺の複数の経済シナリオの影響を、モンテカルロ・シミュレーションのアプローチに基づきモデル化している。</p> ■ リテール <p>基本ケース、基本ケースの上方および下方シナリオ、追加的な上方および下方シナリオの5つの経済シナリオを採用している。</p> | <p>ECLの潜在的な非線形性に対応するため、ベース予測に関連するシナリオをモンテカルロ・シミュレーションにより50個生成する。</p> |
| 発生確率 | | | |
| <p>中心シナリオの発生確率は80%、上方シナリオ、下方シナリオの発生確率はそれぞれ10%である。</p> | <p>各シナリオの発生確率は、ベースシナリオが最も高い発生確率であり、シナリオの仮定がベースシナリオから離れたシナリオほど発生確率は小さくなる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ リテール <p>基本ケースの発生確率は50%、基本ケースの上方および下方シナリオは各20%、追加的な上方および下方シナリオは各5%である。</p> | <p>上記50シナリオに基づくECLの単純平均により最終的なECLを算出する。</p> |

3-1. 将来予測の反映におけるシナリオ

例えば、シナリオの数や発生確率はどのように設定しているか(2/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|--|--|--|
| シナリオに関するその他の記述 | | | |
| <p>複数の経済シナリオがポートフォリオ全体に及ぼす影響は軽微である(ECLの約3%)。</p> <p>P.27「HSBCが公表しているシナリオの要約」参照。</p> | <p>ストレステスト手法を経済シナリオの予測において活用している。</p> <p>P.28「Barclaysが公表しているシナリオの要約」参照。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ コーポレート <p>複数の経済シナリオがコーポレートのポートフォリオに及ぼす影響は軽微である(ステージ1および2のECLの2.5%)。</p> ■ リテール <p>リテールのポートフォリオにおける非線形性の影響を説明するために複数の経済シナリオに係る上乘せを行っているが、影響は軽微である(英国のプライベート・バンキング事業についてはステージ1および2のECLの3.3%)。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ ベース予測は、最も可能性の高い結果であり、銀行の戦略プランの基礎である。マクロ経済指標の予測の出発点は、グループの戦略を遂行し、中期的な資本の十分性を確保する計画の基礎となる経営者の見解であり、内部の研究チームの予測および特定の経済変数および資産価格の予測モデルによるアウトプットが考慮される。 ■ 将来予測情報はマクロ経済環境を組み込むため国または地域レベルで評価される。 |

3-1. 将来予測の反映におけるシナリオ

HSBCが公表しているシナリオの要約

HSBC

■ 具体的なシナリオ

➤ 中心シナリオ

中心シナリオは、2018年～2022年の予測期間にわたる着実な成長のシナリオである。当該期間の世界のGDP成長率は平均2.9%と予想されており、これは2011年～2016年の期間にわたる平均成長率をわずかに上回っている。当社は、主要な市場全体にわたり、以下のことに注目している。英国、中国、香港、カナダおよびUAEに係る2018年～2022年の期間にわたる予想平均成長率は、最近の実績を下回っている。英国については、この予測には英国のEU離脱に関する最新の見方が反映されている。中国については、これは予想に沿ったペースでの経済成長のリバランスを示唆している。

当該予測期間のフランスのGDP予測は、最近の実績を上回っている。裏付要因には、最近の景気拡大局面、改革の長期化予測、およびユーロ圏の景気回復が含まれる。

コアインフレ率は安定を維持しており、米国およびユーロ圏のインフレ率は今後2年間にわたって徐々に中央銀行の目標値に向かって収束すると予想される。結果として、米国およびユーロ圏の中央銀行は、金利を極めて緩やかに引き上げると予想される。英国では、イングランド銀行は目標を上回る短期的なインフレ率に目を向け、金利を徐々に引き上げると予想される。

2017年の失業率は当社の主要な市場全体にわたって景気循環における極めて好調な勢いを示したが、かかる勢いは引き続き予測期間の労働市場のパフォーマンスを支えると予想される。中心シナリオにおける失業率の予測は安定しており、かつ一部の市場については過去最低の水準となっている。

2017年の原油価格はOPECによる減産および在庫の減少によって安定しており、より強気な価格の見通しを立てることが可能になっている。これに対して、中心シナリオにおける原油価格は、予測期間末までに1バレル当たり68ドルに達するという控え目な予測となっている。

➤ 上方シナリオ

上方シナリオにおける 世界の実質GDP成長率は、最初の2年間に上昇した後、中心シナリオに向かって収束する。マインドの改善、金融緩和政策、主要経済全体にわたる財政拡大（米国の税制改革を含む）、および政治リスクの低下が、年度末の上方シナリオを支える主要なリスク・テーマとなっている。

➤ 下方シナリオ

下方シナリオにおける世界の実質GDP成長率は、2年間にわたって低下した後、中心シナリオに向かって回復する。住宅価格の伸びは停滞または低下し、株式市場は急激に調整局面を迎える。世界的な需要の減速によってコモディティ価格は下落し、インフレ率は低下する。

中央銀行は緩和を維持する。これは、保護主義の台頭、中央銀行の政策の不確実性、中国本土のより速いペースでのリバランスの選択、および財政支援の不在というリスク・テーマと一貫している。

3-1. 将来予測の反映におけるシナリオ

Barclaysが公表しているシナリオの要約

Barclays

シナリオ拡張チームはベースシナリオとして、直近の外部のコンセンサス予測を活用している。

上方シナリオは、適切な最近の好ましいベンチマークシナリオに合わせて調整された上限を条件として、下方シナリオと対称になるように設定される。

下方シナリオは、IFRS第9号の特別な感応度や非線形の影響を取り込み、内部のストレステストと同様の厳格さで設定されている。

一番の下方シナリオは、イングランド銀行による年間の景気シナリオおよびムーディーズの経済シナリオのリストのうち最も厳しいシナリオがベンチマークにはなるものの、同一となるようには設計されていない。

3-2. 将来予測において考慮するマクロ経済指標

例えば、マクロ経済指標をどのように考慮しているか(1/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 主要経済に係るGDP成長率、インフレ率、失業率、政策金利等の経済指標に基づき将来予測を行う。 ■ 中心シナリオについては、マクロ経済指標の外部のエコノミストによる予測の平均または市場価格のいずれかを基礎として設定しているが、その他、外部ベンダーのグローバル・マクロ・モデルを使用して、追加的な変数の経路を予測している。 ■ また、中心シナリオは年次業務計画のプロセスにおいて使用しており、また規制上の変更を加えた上で全社のストレステストにおいても使用する予定である。 ■ 上方シナリオおよび下方シナリオは、最初の3年間の後に中心シナリオに回帰するような形で循環的に設計されており、主要経済に係る予測結果の分布全体の10パーセンタイルと90パーセンタイルを使用してGDP成長率の中心シナリオからの最大乖離を決定している。 | <p>6つのコア変数(英国および米国のGDP、失業率、住宅価格指数)および過去の相関関係に基づく統計モデルを使用した変数の拡張を考慮している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオのセグメンテーションおよび経済損失のドライバーの選定は、既にストレステストに使用しているアプローチに従っている。確実なモデリングを可能にするため、それぞれのポートフォリオについて、損失に影響を及ぼす2つまたは3つの主要な経済要因を選定している。なお、この選択は実証的分析および専門家の判断を伴っている。 ■ コーポレート 下記リテールにおける経済指標のいくつかに加えて、世界のGDPを考慮している。 ■ リテール 英国およびアイルランドのGDP、失業率、住宅価格指数、ならびに英国およびアイルランドのポートフォリオの基準金利(関連する場合)等を考慮している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ GDP成長率、失業率、金利、住宅価格指数およびコモディティ価格等を考慮している。 ■ これらの仮定については最も可能性の高い予測を用いている。予測はすべての合理的で検証可能な情報を使用して決定されており、内部で構築された予測および外部から取得可能な予測を含んでいる。また予算・経営計画・資本計画と整合している。 |

3-2. 将来予測において考慮するマクロ経済指標

例えば、マクロ経済指標をどのように考慮しているか(2/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|----------|-----|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ また、上方シナリオおよび下方シナリオは、自行の重大リスクおよびエマージング・リスクを反映したシナリオに裏付けられた標準的なプロセスに従って構築している。 ■ 中心シナリオと上方シナリオおよび下方シナリオの間における経済的な深刻度の差には、専門家の業界予測における外部予測分布の開きを反映している。周辺シナリオは経済的に説得力のある内部的に一貫した現実的な状況を反映しており、必ずしもストレステストにおいて使用されるシナリオほど深刻ではない。 ■ 信用リスクの評価結果、およびECLのアウトプットは、一般に、標準的な確率加重を使用する。この確率加重については、直接的に確率加重を行うこともあれば、その効果を定期的に(少なくとも年次で)決定した上で、中心的経済予測から生じる結果の調整として適用することもある。中心的な経済予測は四半期ごとに更新する。 | — | — | — |

3-3. 将来予測における予測期間

例えば、合理的な予測期間として何年くらいが設定されているか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|---|---|--|
| <p>予測期間は5年間であり、その後の期間は過去実績の平均としている。</p> | <p>明確な記述はないが、2018年から2022年のベースシナリオにおいて考慮している経済変数の値を開示している。</p> | <p>IFRS第9号で適用する予想は財務計画で使用している予測であり、直近の計画期間は2018年から2022年までの5年間である。</p> | <p>明確な記述はないが、2018年から2022年の最も可能性が高いシナリオにおいて考慮している経済変数の値を開示している。</p> |

3-4. マネジメント・オーバーレイの反映

例えば、どのような事象を追加調整しているか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|-----------------|--|
| <p>3つのシナリオを使用したコンセンサス経済シナリオ・アプローチは特定の経済環境においては不十分であると認識している。このため、経営者の裁量により、特別なシナリオの作成を含む追加的な分析が必要となる可能性がある。標準的なアプローチが当てはまらない事例は限定的と予測されるものの、英国経済が現在直面している固有の不確実性を勘案し、「マネジメント・オーバーレイ」として追加的なECLを認識している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ SICRの評価において、マネジメント・オーバーレイおよびモデルが出力した値に対する例外的処理は、SICRを識別するという目的に整合するもののみ適用している。 ■ ECLの測定において、例えば、不確実な政治的なイベントに対する経済予測シナリオ等、認識されている、または予測されているリスクファクターや情報がモデリングプロセスに考慮されていない場合には、モデルが出力した値に対してマネジメントによる調整を行っている。 | <p>明確な記述なし。</p> | <p>SICRの評価において、特定のリスクが前述のモデルや閾値により捕捉できない場合には、エキスパートクレジットジャッジメントが適用される可能性がある。そのような状況は稀であるが、例えば報告日近くに生じたイベントに起因して適用される場合がある。</p> |

Part 4. その他の主な論点

4-1. 条件変更

条件変更に伴いどのように会計処理を行うか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|---|--|---|
| 信用減損となる条件変更 | | | |
| <p>既存の合意を取り消して条件が大幅に異なる新たな合意を結んだ場合、または条件緩和を実施した貸出金が当初とは大幅に異なる金融商品となる形で既存の合意の条件を変更した場合には、条件緩和を実施した貸出金は認識を中止する。これらの状況において認識中止となる事象の後に生じた新たな貸出金は、POCIとし、引き続き条件緩和貸出金として開示する。</p> | <p>以下「信用減損ではない条件変更」を除いて、条件緩和債権は正常（performing）債権であっても不良（non-performing）債権であってもステージ3に分類される。</p> | <p>契約上のキャッシュ・フローが条件変更されるが、金融資産の認識の中止が生じない場合には、総額での帳簿価額は当初の実効金利を用いて再計算され、条件変更による利得または損失を認識する。条件緩和されたまたはデフォルトした資産について条件変更が生じた場合、当該損益は減損として計上される。</p> | <p>信用事由の条件変更から生じた損益は「減損」の一部として計上される。信用以外の事由で生じた条件変更損益は、条件変更後の信用リスクの変動の有無に応じて、減損の一部または損益のどちらかで認識される。</p> |
| 信用減損ではない条件変更 | | | |
| <p>条件緩和として識別しない条件変更は、コマーシャル・リストラクチャリングとみなす。コマーシャル・リストラクチャリングによって、当初の契約におけるキャッシュ・フローに対する権利を失効させる変更が生じた場合、当初の貸出金は認識を中止し、新たな貸出金を公正価値で認識する。コマーシャル・リストラクチャリングが市場金利に起因しており、かつ支払関連の譲歩を供与していない場合、一般に、キャッシュ・フローに対する権利は失効したとみなす。</p> | <p>条件緩和が財政的な義務の軽減をもたらしておらず、その他の規制上のデフォルトの定義に抵触していない場合は、ステージ2に分類される。</p> | <p>「信用減損となる条件変更」参照。</p> | <p>「信用減損となる条件変更」参照。</p> |

セクションⅡ. 会計以外の項目に関する比較整理

Part 5. 会計以外の開示項目から考察する適用影響

5-1. IFRS第9号がビジネスモデルに及ぼす影響

IFRS第9号がビジネスモデルに重要な影響をもたらすか

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|-----------------|-----------------|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 戦略、国別基盤、提供商品およびターゲット顧客セグメントを含む4つのグローバル事業に係るビジネスモデルにおける重要な変更をもたらすとは予想していない。 ■ IFRS第9号の影響は、取締役会によって承認されたAOPの一部を成す資本およびRWA計画に含まれているが、上記の通りビジネスモデルにおける重要な変更をもたらすとは予想していないことから、現行のAOPの戦略的な変更は行われておらず、想定もされていない。 ■ 特定の業界セクター（特に経済状況の変化に非常に敏感なセクター）におけるエクスポージャーは、IFRS第9号の下でより大きな影響を受けると思われるが、当社は信用リスク管理プロセスを確立・実施済みであり、主要な市場における経済動向が特定の顧客、顧客セグメントまたはポートフォリオに及ぼす影響を積極的に評価している。 ■ IFRS第9号の下で、当社は、コミット済の未引出エクスポージャーに係るECLを認識する。これは、当社のクレジットカードのポートフォリオに最も重要な影響を及ぼすと思われる。当社は、資本管理への全体的なアプローチの一環として、未引出エクスポージャーおよび信用限度の管理を継続する。 ■ 経営者はこれまで活用できていなかった追加的な知見および指標を持つことになり、これは当社のリスクアペタイトおよびリスク管理プロセスに徐々に影響を及ぼす可能性がある。 | <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> | <p>明確な記述なし。</p> |

5-2. IFRS第9号がガバナンスに及ぼす影響

ECL算定プロセスに係る会議体および職務分掌(1/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 減損の結果をレビュー・承認するため、主要な拠点・地域における一連の地域マネジメント・レビュー・フォーラムを設置している。 ■ 地域マネジメント・レビュー・フォーラムには、信用リスクおよび財務の代表者が参加する。 ■ 当該期間に係る当グループECLの最終承認のため、主要な拠点・地域の承認はグローバル事業減損委員会に報告する。 ■ コーポレート・クレジットおよび市場リスクならびにリテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント・リスクの各グローバル責任者、各グローバル事業財務担当取締役(The Chief Finance Director)、ならびにグループ最高会計責任者が当該委員会の必須メンバーである。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 監査委員会(The Board Audit Committee) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監視の役割とともに、採用したシナリオの根拠を含め重要な仮定について説明を求める。 ■ リスクとファイナンスの双方が説明責任を有している実行およびガバナンスに関するプログラムは以下の通りである。 ■ 減損委員会(The Group Impairment Committee) <ul style="list-style-type: none"> ➢ ファイナンスとリスクのメンバーから構成され、財務担当取締役(The Group Finance Director)と最高リスク管理責任者(The Chief Risk Officer)が出席する。 ➢ グループ内の減損に係る方針および処理を監督し、処理結果を承認する。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第9号のプログラムは、企画と意思決定を承認されたエグゼクティブ運営グループ(Executive Steering Group)によって監督される。 ■ グループ監査委員会への定期的な報告は2015年から開始されている。 ■ 既存の委員会組織を活用しつつ、RBS引当金委員会(RBS Provisions Committee)から権限委譲して追加的に設置したメトリクス監視委員会(The IFRS9 Metrics Oversight Committee)を導入した。 ■ メトリクス監視委員会の権限は、アプローチの一貫性を確保すべく、全社的なものとなっている。 ■ IFRS第9号のプロセスに関与する各委員会(グループ監査委員会、取締役会リスク委員会およびエグゼクティブ・リスク・フォーラムを含む)は、IFRS第9号の導入の一環として、2017年中に「教育セッション」を受講した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 減損委員会(The IFRS9 Impairment Committee) <ul style="list-style-type: none"> ➢ リスク委員会(The Group Risk Committee)により設置され、リスク、ファイナンス、財務および経済リサーチの上級代表者で構成される。 ➢ 四半期に2回開催され、モデル利用前の重要なインプットを承認し、およびモデル利用後のECL引当額および判断によるオーバーレイを承認する。 ➢ 主な役割は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> • すべての事業モデルテストおよびSPPIテストの適切性を監督する。 • ECL計算結果をレビューし、承認する。 • ステージ判定のルールおよび閾値をレビューし、承認する。 • 重要事項を識別し、ECLに係る重要な調整要求事項を承認する。 • 基礎となるマクロ経済予測(マルチプル・シナリオアプローチも含む)をレビューし、説明を求め、承認する。 |

5-2. IFRS第9号がガバナンスに及ぼす影響

ECL算定プロセスに係る会議体および職務分掌(2/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|----------|---|----------|---|
| <p>—</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 上級シナリオレビュー委員会 (The Senior Scenario Review Committee) <ul style="list-style-type: none"> ➢ リスク部署の上級管理者から構成され、以下をレビューし承認する。 <ul style="list-style-type: none"> • シナリオの説明 • コアとなるマクロ経済指標の変動性 • シナリオの発生確率 • すべてのECLモデルで使用しているシナリオに関するマネジメントオーバーレイ ➢ シナリオが適切に損失分布の非線形性と非対称性を説明していることを証明する。 | <p>—</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ 専門委員 (Expert Panel) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基礎となる予想やマクロ経済シナリオの完全版をレビューし説明を求め、減損委員会を支援する。 ➢ メンバーは、エンタープライズリスクマネジメント(シナリオデザインチーム)、ファイナンス、経済リサーチから構成される。 ■ 信用モデル評価委員会 (The Group Credit Model Assessment Committee) <ul style="list-style-type: none"> ➢ モデルの利用に関して評価・承認する責任を有し、モデルに関連するIFRS第9号関係の解釈をレビュー・承認する。 ➢ 開発、モニタリングおよび規制対応や内部監査への対応を含む検証活動に関連する運用を監視する。 ■ モデル検証 (Group Model Validation) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務や開発からは独立しており、信用モデル評価委員会へ提出前にGMVがモデルを検証する。 ➢ GMVによる分析は以下のレビュー項目から構成される。 <ul style="list-style-type: none"> • 文書化、デザイン、データ検証および開発の方法 • カリブレーションプロセスのレビュー方法 • 会計基準および内部規則への準拠性レビューに係る評価方法 |

5-3. IFRS第9号が自己資本に及ぼす影響

IFRS第9号適用による資本影響(完全ベース)およびEU資本規制上の移行措置

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|--|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ CET1比率: +0.01% ■ RWA: +\$300mil ■ レバレッジ比率: +0.01% | <ul style="list-style-type: none"> ■ CET1比率: ▲0.34% ■ RWA: +\$573mil ■ レバレッジ比率: ▲0.08% | <ul style="list-style-type: none"> ■ CET1比率: +0.3% ■ RWA: ▲£0.1bn ■ レバレッジ比率: +0.1% | <ul style="list-style-type: none"> ■ CET1比率: ▲0.15% ■ RWA: +\$318mil ■ レバレッジ比率: 影響なし |
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本規制に関わるIFRS第9号移行ルール(*1)の適用を選択している。 ■ EUのIFRS第9号移行ルールの下で、10億ドルをCET1に戻し入れることを予想している。これは、12億ドルの貸倒引当金から2億ドルの繰延税金費用を差し引いたものである。 ■ これに対応するRWAへの影響は、5億ドルの増加である。これらの調整の影響として、IFRS第9号移行時点で以下が予想される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ CET1比率: +0.12% ➢ レバレッジ比率: +0.05% | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本規制に関わるIFRS第9号移行ルール(*1)の適用を選択している。この選択適用による、資本影響(ネットベース)は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ CET1比率: +0.04% ➢ RWA: +\$840mil ➢ レバレッジ比率: +0.02% | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本規制に関わるIFRS第9号移行ルール(*1)の適用を選択している。 ■ この選択適用により、2018年度のCET1比率に及ぼす影響は軽微 ■ 移行ルールは不利な経済状況における資本影響を緩和するものと想定している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資本規制に関わるIFRS第9号移行ルール(*1)の適用を選択している。 ■ この選択適用により、標準的なポートフォリオのECLに係る資本影響は税引後で大部分が相殺されることから、CET1比率に及ぼすECLの影響は軽微である。 ■ AIRB適用のポートフォリオに係る追加引当から生じる資本影響はないことから、関連する繰延税金資産は引き続きCET1比率にすべて算入する。 |

(*1)IFRS第9号移行ルールの概要は以下の通り。

- EUは、域内の自己資本規制上のIFRS第9号移行に関するルールを2017年12月27日に公表。
- IFRS第9号の導入により、ECL引当金が急増し、CET1資本の急激な減少につながる恐れがある。そのため、2018年1月1日より5年間の経過措置を設け、ECL引当金を、経過措置期間を通じて認識することができるものとする。
- 銀行が、ECL引当金へ及ぼす影響のうち一定割合を資本ベースに戻入れ可能な割合は、2018年の95%から始まり、2022年まで1年ごとに85%、70%、50%、25%に低下する。
- 詳細については、EU理事会の可決案(リンク:<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-59-2017-INIT/en/pdf>)を参照。

5-3. IFRS第9号が自己資本に及ぼす影響

資本管理とECL算定プロセスの関係(1/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|--|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 資本管理を支える枠組み、および当社のICAAPを通じて、規制上の資本要件と内部の資本要件の両方に係るIFRS第9号の影響が考慮される。ICAAPの不可分の一部を成す内部ストレステストには、IFRS第9号の結果として予想される信用損失引当金の積み増しも考慮されている。 ■ IFRS第9号に関連するストレスの下における引当金がIAS第39号と比べて積み増しされる結果として、グループの規制上の最低資本要件は増加する可能性があり、その規模は指定されたストレスシナリオを含むいくつかの要因に依存すると思われるが、かかる増加が重要性を持つとは予測していない。 ■ IFRS第9号とストレステストの枠組みの間における相互関係の明確化について、今年中にイングランド銀行の金融行政委員会 (the BOE's Financial Policy Committee) からさらなる情報が出されるよう期待される。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ グループ資本計画を設定するうえで以下の要素を考慮している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ リスクプロファイルとリスクアペタイト ➢ 戦略目標およびパフォーマンス目標 ➢ 規制上の要求事項 ➢ ストレステスト結果 ➢ その他の内外要因 ■ ストレステストは、厳しいストレス影響に耐える十分な耐性を確保するとともに、減配のような資本管理上の対応に関する評価も含む。 ■ 直近の資本計画、ストレステストおよび資本管理上の対応は、IFRS第9号ベースで準備し、IFRS第9号から受けるよりボラティリティが高く、かつレンジの大きい影響を含め、平時およびストレス時における資本の十分性を確保している。 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 通常の年次およびローリング資本計画予測は、IFRS第9号等の幅広い規制上および会計上の要因に関する仮定を立てている。 ■ これらの計画は、経済変数および減損を含む多数の要因に関連付けられている。 ■ ストレステストの下において、IFRS第9号のボラティリティはより重要な影響を及ぼす可能性がある。これは、CET 1の山から谷までの変動が、ストレス状況におけるステージ1からステージ2への遷移による影響を受ける可能性があるためである。 | <p>明確な記述なし。</p> |

5-3. IFRS第9号が自己資本に及ぼす影響

資本管理とECL算定プロセスの関係(2/2)

| HSBC | Barclays | RBS | Standard Chartered |
|---|--------------------------------------|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 見積りの不確実性および予想されるボラティリティの変化を踏まえ、グループおよび主要な事業体が保有する内部資本の水準をレビューする際、ECLの見積りに使用された中心シナリオにおいて参照するマクロ指標について合理的に予測される変化に対する感応度にフォーカスして評価する。 ■ 主にグループおよび特定の主要な事業体が適用するIRBアプローチの一部を成す超過ECL(2017年12月現在で15億ドル)により、引当金の積み増しが概ね相殺されたことから、この評価でグループベースの資本不足は識別されていない。 ■ IFRS第9号移行ルールは、適切な場合、連結対象の現地法人についても採用する。 ■ 実務影響や業界慣行がより明確になるのに合わせて、継続的にIFRS第9号を踏まえて資本の十分性を評価し、比率の感応度分析を改良する予定である。 | <p style="text-align: center;">—</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■ ストレスおよび山から谷までの変動を使用して、当社が資本リスク選好度の枠組みに従いストレス状況において保有する必要のあるCET 1資本の金額の評価を推進している。 ■ 上記の内部CET 1バッファーは、CRRバッファー(IFRS第9号の導入前に設定されたもの)またはPRAバッファー(部分的に規制上のストレステストを通じて決定される)のいずれかを通じて評価された金額を上回る可能性がある。 | <p>明確な記述なし。</p> |

用語集(1/2)

| 用語 | 説明 |
|---|-------------------|
| AIRB (Advanced internal rating based approach) | 先進的内部格付手法 |
| AOP (Annual operating plan) | 年次業務計画 |
| CCI (Credit cycle indices) | クレジットサイクル指数 |
| CET1 (Common equity tier1) | 普通株式等Tier1 |
| CRR (Capital requirements regulation) | 自己資本要求規則 |
| DCF (Discount cash flow) | ディスカウント・キャッシュ・フロー |
| EAD (Exposure at default) | 債務不履行時のエクスポージャー |
| ECL (Expected credit losses) | 予想信用損失 |
| EMV (Exogenous(macro-economic), maturity and vintage) | マクロ経済、満期、ヴィンテージ |
| EU (European union) | 欧州連合 |
| GDP (Gross domestic product) | 国内総生産 |
| GMV (Group model validation) | モデル検証 |
| IAS (International accounting standards) | 国際会計基準 |
| ICAAP (Internal capital adequacy assessment process) | 内部自己資本充実度評価プロセス |
| IFRS (International financial reporting standards) | 国際財務報告基準 |
| IRB (Internal rating based approach) | 内部格付手法 |

用語集(2/2)

| 用語 | 説明 |
|---|---|
| LGD(Loss given default) | 債務不履行時損失率 |
| OPEC(Organization of the petroleum exporting countries) | 石油輸出国機構 |
| PD(Probability of default) | 債務不履行の確率 |
| POCI(Purchased or originated credit-impaired financial asset) | 購入または組成した信用減損金融資産 |
| PRA(Prudential regulation authority) | 健全性規制機構 |
| RWA(Risk weighted assets) | リスクアセット |
| SIB(Systemically important banks) | システム上重要な銀行 |
| SICR(Significant increase in credit risk) | 信用リスクの著しい増大 |
| SPPI(Solely payments of principal and interest) | 契約上のキャッシュ・フローが元本と金利のみの支払いのみから構成されるという要件 |
| STD(Standard approach) | 標準的手法 |
| UAE(United Arab Emirates) | アラブ首長国連邦 |

参考文献

発行体と表題およびリンク先

“Transition Disclosures for IFRS 9 ‘Financial Instruments’” – Prudential Regulation Authority, Bank of England, 8 January 2018

<https://www.bankofengland.co.uk/-/media/boe/files/prudential-regulation/letter/2017/letter-to-firms-on-ifs9-transition-disclosures-january-2018.pdf?la=en&hash=3AF99C8E366CBFC4F55FB40A783AAEDF02B004E2>

“Report on Transition to IFRS 9 ‘Financial Instruments’” – HSBC Holdings plc, 1 January 2018

<http://www.hsbc.com/-/media/hsbc-com/investorrelationsassets/hsbc-results/2017/annual-results/hsbc-holdings-plc/180227-report-on-transition-to-ifs9-financial-instruments-1-january-2018.pdf>

“IFRS 9 Transition Report” – The Royal Bank of Scotland Group plc, February 2018

https://investors.rbs.com/~/_/media/Files/R/RBS-IR/results-center/23-02-2018/ifs-transition-23022018.pdf#search=%27IFRS9+transition+report+2018%27

“IFRS 9 Transition Note” – Barclays PLC, March 2018

https://www.home.barclays/content/dam/barclayspublic/docs/InvestorRelations/ResultAnnouncements/2017FYResults/20180308_IFRS9_Transition_Note.pdf#search=%27IFRS9+transition+report+2018%27

“Transition to IFRS9” – Standard Chartered PLC, 28 March 2018

<https://av.sc.com/corp-en/content/docs/IFRS-9-transition.pdf>

関連文書の紹介

IFRS第9号に係るGPPCペーパーおよびトーマツの解説

銀行によるIFRS第9号の減損の要求事項の導入

-GPPCから発出された「The implementation of IFRS9 impairment requirements by banks」の概要-

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/bk/fi-bk-gppc.pdf>



IFRS第9号における予想信用損失の見積りによる 重要な虚偽記載のリスクに対する監査人の対応

-GPPCから公表された「The auditor's response the risks of material misstatement posed by estimates of expected credit losses under IFRS 9」の概要-

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/bk/jp-bk-gppc-ifs9-201707.pdf>



Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、様々な業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。



IS 669126 / ISO 27001